

令和 7 年度 瀬戸市介護予防・日常生活支援総合事業
大人の充活！ワンコイントレーニング 業務委託仕様書

1 趣旨

本仕様書は、瀬戸市が委託する「令和 7 年度 瀬戸市介護予防・日常生活支援総合事業 大人の充活！ワンコイントレーニング業務委託」に適用し、業務の円滑かつ適正な実施に向けての必要な事項を定めるものとする。

2 業務の目的

本市では年々高齢者人口が増加しており、令和 6 年 10 月 1 日時点における高齢化率は 30.3%にまでのぼっており、介護の認定率が 16.9%（令和 5 年度）と高く推移している。高齢者がいつまでも充実した生活が送れるよう、健康な状態と要介護状態の中間に位置し、身体的機能や認知機能の低下が見られる状態であるフレイルを予防することが重要である。

本事業は、教室に参加することでフレイルを予防し、要介護状態の発生を抑制し、日常生活の維持・改善を図ることを目的とする。

3 対象者

65 歳以上の瀬戸市介護保険第 1 号被保険者の資格を有する市民かつ、教室内容のレベルに合った身体及び精神状態である者。なお、運動を実施する場合の対象者は、医師より運動制限を受けていない者とする。

4 業務内容

教室の実施にあたっては、以下のうち、少なくともいずれかの内容を実施すること。また、教室最終回には委託者により実施するフレイルチェック、栄養指導（10 分程度）をプログラムに加えること。

(1) 運動機能の向上

運動器の機能低下により、生活機能への影響が予測され、要介護状態となる恐れの高い高齢者に対して、日常生活を維持・改善するために必要な運動機能向上プログラム等を行う。

(2) 栄養改善

低栄養状態になるおそれのある高齢者に、日常生活を維持・改善するために必要な栄養改善プログラム等を行う。

(3) 認知機能の低下予防

認知機能低下のおそれのある高齢者に、認知機能の低下を予防するための運動プログラムや脳トレ等を行う。

5 履行期間

令和 7 年 5 月 14 日から令和 7 年 10 月 31 日まで

6 実施回

(1) 回数及び時間

1 クール全6回の教室とし、1回当たりの時間は60分以上とする。

ア 途中回からの参加も可能とする。

イ やむを得ない事情により実施日時の変更を行う時は、委託者の了解をとった上で参加者へ周知、連絡等を行うこと。

ウ 災害・感染症への対応等公共の福祉のためやむを得ない理由があるときは、委託者と協議のうえ実施を必要期間中止すること。その場合、中止した回数分の委託料については支払わないこととする。

(2) 同一年度に複数回実施する場合

ア 同一年度内における実施クール数は、1実施者あたり3クールを上限とし、1回の募集では2クールを上限とする。ただし、募集時にクール数に余裕がある場合は、同一年度内における実施クール数の上限が1実施主体あたり3クール以上となる場合がある。

イ 2クール実施する場合は、1クール目の全日程が終了した後に2クール目を開始するように設定すること。

(3) 実施日の決定

実施回ごとの間隔は、最短で1週間、最長で2週間として、実施日を決定すること。なお、2クール実施する場合は1クール目の全日程が終了した後に2クール目を開始すること。

7 設備に関する基準

(1) 会場

受託者は、教室の実施にあたり、受託者自身で会場を確保して実施するか、地域性を考慮の上、委託者と協議して決定する会場において実施するか選択するものとする。前者の場合は、以下の要件を満たした会場で実施すること。後者の場合は、委託者が会場を確保する。

ア 瀬戸市の区域内に所在すること。

イ 専有面積を21平方メートル以上、参加者1名当たり3平方メートル有するとともに、消防法等に規定する消防用設備等やその他の非常災害に際して必要な設備並びに本事業の実施に必要なその他の設備及び備品等を備えていること。

ウ 全6回にわたり、同一の場所で実施すること。ただし、プログラムのため、会場の近隣に外出しても差し支えない。その場合は、「実施内容」に明記するとともに、参加者の安全面を考慮して、人員を必要数配置すること。

(2) 備品

プログラムの提供に必要な、資機材、機器、設備等は各自で用意すること。

8 講師

講師の資格要件は、教室の目的に応じて次のとおりとし、講師1名以上を常時配置すること。可能な限り、毎回、同じ講師が実施することとし、異なる講師が実施する場合は講師間の情報共有により、一貫した目的を持った内容とすること。

また、安全面や実施プログラム内容を考慮して、必要と思われる場合は、適切な人員を増員し

て配置すること。

(1) 運動器の機能向上

理学療法士、作業療法士、健康づくりリーダー、機能訓練指導員、介護予防に資する運動の指導経験が1年以上あると認められる者

(2) 栄養の改善

管理栄養士、栄養士、栄養の改善に資する料理教室等の指導経験が1年以上あると認められる者

(3) 認知機能の低下予防

認知機能の低下予防に資する運動プログラムや脳トレ教室等の指導経験が1年以上あると認められる者

9 参加者

(1) 定員

参加者の定員は5名以上とし、対応可能な体制を整えること。

(2) 参加者募集

参加者の募集は受託者が行うこととし、自ら作成したチラシ等を用いて広く募集に努めること。チラシ等には、市の委託事業であることが判別できるよう事業名（大人の充活！ワンコイントレーニング）を明記すること。

委託者は広報せとへの記事掲載、報道機関への資料提供及びホームページでの広報により、事業の告知に努める。

(3) 参加登録者の最低人数

教室の第1回開催日までに参加が確定した者（以下「参加登録者」という。）の人数は5名以上とすること。参加登録者数が5名未満の場合は教室を開催できないものとする。

(4) 参加者への周知

教室の参加者に対し、委託者が指定する資料やチラシの配布及び周知に努めること。

10 参加費

1回当たり500円（保険料、空調費、資料代及び原材料費等の実費相当額）とする。なお、徴収については受託者で対応し、その負担金については受託者の収入とする。

11 業務委託料

(1) 金額

ア 受託者自身で会場を確保する場合

13,000円／回

イ 委託者と協議して決定した会場で実施する場合

10,000円／回

(2) 支払方法

事業終了後の事業報告とともに委託者へ請求をすることとし、委託者は正当な請求のあった日から起算して30日以内に受託者が指定する口座に委託料を支払うものとする。

12 報告書類の提出

(1) 参加者名簿

教室の参加が確定した者の氏名、住所及び生年月日を記載した参加者名簿を作成し、教室の第1回開催日から14日以内に委託者へ提出すること。

(2) 実績報告

受託者は、事業の終了した日から起算して30日を経過した日又は事業を実施した日の属する年度の末日から起算して10日後のいずれか早い日までに、委託者に報告すること。なお、業務の報告内容は以下のとおりとする。

ア 実績報告書

実績報告書及び実施内容のわかる写真を提出すること。なお、教室を複数クール実施する場合、1クール実施毎に実績報告書を提出すること

イ 後期高齢者の質問票(フレイルチェック)

教室参加者の健康状態を把握するため、最終回に別添の「フレイルチェック票」を実施し、事業の終了した日から起算して30日を経過した日又は事業を実施した日の属する年度の末日から起算して10日後のいずれか早い日までに、委託者に提出すること。

13 賠償保険

受託者は、利用の本実施中の事故に備え賠償保険等に参加し対応すること。

14 気象警報等の発令があった場合の対応

(1) 対象となる警報等

「暴風警報」、「大雨警報」、「洪水警報」、「土砂災害警戒情報」

(2) 開始前の警報等

開始時間の3時間前に(1)の警報等が発令されている場合は、事業中止とする。

(3) 実施中の警報等

実施中に警報等が発令された場合は、天候をみて参加者を帰宅させる。

(4) 中止

中止となった場合は、日程を振替えるなどし、代替の開催を検討すること。

15 安全管理体制の整備及び事故等に関する対応等

(1) 実施中、参加者の安全確保及び事故防止に務めること。

(2) 実施中に参加者に緊急を要する事態及び事故が発生した場合は、速やかに参加者の家族及び市に報告するものとする。市への報告は、電話連絡及び事故報告書で行うものとする。

(3) 参加者の傷害保険については、受託者が加入等の手続きを行うこととする。ただし、受託者で既に損害保険に加入している場合は、この限りではない。

16 書類の整備及び保存年限

受託者は、事業を遂行するにあたり、必要な書類を整備し、委託事業の終了後5年間保存するものとする。

- (1) 実績報告書
- (2) 参加者へのアンケート調査等の結果に関する書類
- (3) 参加者の傷害保険の加入状況に関する書類
- (4) その他、経過記録表等の運営上必要な書類

17 個人情報の保護及び守秘義務

市、講師、関係機関及び団体等のこの事業に従事する者は、事業実施に際して入手した個人情報の管理にあたり、個人情報の保護に関する法律及び瀬戸市個人情報保護条例その他の関係規定を遵守し適切な管理を行うこととする。

なお、個人情報の保護の取り扱いについては、事業従事期間終了後も同様とする。

18 その他

- (1) 業務実施に当たっては、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の基本的な感染対策の考え方について（令和5年5月8日以降の取扱いに関する事前の情報提供）」等を参考にし、新型コロナウイルス感染症に係る対策を講じること。

(<https://www.mhlw.go.jp/content/001086674.pdf>)

- (2) この仕様書に記述のない事項等については、市と協議して定めるものとする。